

平成30（2018）年8月23日

「生きがい世田谷の会」の皆さんへ：

#### 7月例会報告

日時：7月28日（第4土曜日） 15：00～17：00

場所：友遊会館・2F・第1会議室（1F ふれあいルーム 冷房故障のため）

参加者：岡さん、久木田さん、吉田さん、長谷川。（台風の最中でしたが、開催しました）

テーマ：親しい人々へ、パラダイスへの招待状 「遺言書を書くのはいつ？今でしょ！」

～法律を味方にする方法を学びます～

私（長谷川宏）と高校時代の同期生で親しい友人でもある、法律の専門家をお呼びしました。

小池洋吉さん・・・弁護士。早稲田大学卒。裁判所勤務のあと、すぐに検事、弁護士にならず、公証役場勤務を経て、むつみ（寡黙堂）法律事務所を開設し、現在に至る。

相続に関する、よくある質問を20問を用意し、Q&Aの解説付きで判りやすくご説明。

1. 孫は。相続人になる？息子が亡くなっている場合は？ひ孫は？

A n s w e r → 相続人資格は二枠あります。一枠目は配偶者、「常時枠」と呼びます。二枠目は子・親・兄弟姉妹です。このグループを「順次枠」と呼びます。二枠は補完関係に立ちますから互いに他方はいなければ、一枠で遺産を独占します。したがって、孫やひ孫は、通常、相続人ではありません。しかし、子は亡くなって、その子の子、孫は相続人になります。代わりに相続することを「代襲」と言います。孫も亡くなっているが、ひ孫がいる場合は、ひ孫が代襲相続人です。「再代襲」と言います。

20. いよいよ自分の遺言書を書こうと思いますが、自筆遺言をする場合のポイントや注意点を教えて下さい。

A n s w e r → 自筆遺言書作成の形式面でのポイントは、「全文・日付・氏名を自筆する」ときに尽きます。自筆によって、筆跡から本人であることが証明できるからというのが、自筆義務の理由とされています。自筆は困難という点はよく指摘されますが、これに最大の難点である、書き間違った場合の「訂正」が加わります。法定の訂正方法が厳格で。しかも、普通の訂正の仕方ではないからです。が、パソコンの秘策でこれをクリアすることができます。全文を、超薄墨色でプリントして筆ペンでそれをゆっくり、誤字・誤記は起こりませんから、大丈夫です。次に内容面でのポイントは、1. 全財産について記載する。2. 相続人には「・・・を相続させる」、受遺者には「・・・を遺贈する」と書きます。3. 「遺産の何割を・・・に」という、特定のできない表現はやめましょう。4. 各相続人に対する配分割合が遺留分を侵す結果とならぬよう注意します。5. 必ず遺言執行者の指定をし、また、その権限についても記載します。6. 必ず封入し、封印して、表書きには「私の死後すぐに家庭裁判所の検印を受けて下さい」と添書きします。

詳しくは彼のホームページ「家族法入門 座右条句集」<http://www.mutsumi-lawyer.jp/>に、中々と、載っております。

※また機会があれば、いつでも飛んで参ります、と申しておりました。【長谷川記】